

第4次宗像市男女共同参画プラン

＜令和8年度～令和12年度＞

【概要版】

令和8年4月

◇ 計画策定の趣旨

1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会を実現するための基本理念と、国や地方公共団体、市民の責務が示されました。男女共同参画社会とは、性別に関わらず、すべての人が個人として尊重され、自らの能力を発揮し、あらゆる分野で対等に参画し、ともに責任を担う社会を指します。

宗像市においても、2001年(平成13年)に「宗像市男女共同参画プラン」を策定、2004年(平成16年)に「宗像市男女共同参画推進条例」を制定し、啓発活動や相談体制の充実、子育て・就労支援などを通して、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

これまでの取り組みにより、2023年(令和5年)の市民意識調査では、地域や職場での男女平等意識が着実に浸透し、性別による固定的な役割分担意識も改善傾向がみられます。一方で、DV(ドメスティック・バイオレンス)に関しては、「自分が暴力を受けたことがある」と回答した人の割合は、前回調査から大きな変化は見られません。また、意思決定の場への女性の参画も、依然として十分とは言えない状況です。

こうした現状や社会経済情勢の変化、法制度の拡充を踏まえ、宗像市では、男女共同参画社会の実現に向けた施策をさらに総合的・計画的に推進することを目的として「第4次宗像市男女共同参画プラン」を策定しました。誰もが、あらゆる分野で個性と能力を発揮し、安心して暮らすことができる社会(ジェンダー平等社会)の実現に向けて取り組みを進め、【ずっと住みたいまち宗像】を目指します。

ずっと住みたいまち宗像

誰もが、あらゆる分野で個性と能力を発揮し、安心して暮らすことができる

～ジェンダー平等社会の実現に向けて～

性別に関わらず、誰もが、あらゆる分野で個性と能力を発揮し、安心して暮らすことができる「ジェンダー平等社会」の実現に向けて取り組みを進め、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを目指します。

◇ 計画の位置付け

この計画は以下の計画として位置づけます。

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
- 「宗像市男女共同参画推進条例」第9条に基づく、男女共同参画の推進の基本となる計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく市町村推進計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV 防止法」という。)第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「女性支援新法」という。)第8条第3項に基づく市町村基本計画
- 宗像市総合計画を上位計画とし、男女共同参画の推進に関する基本的な取り組みの方向性を示す計画

この計画は以下のような役割を担います。

- 本市における男女共同参画に関する施策を長期的な展望に立って、総合的かつ計画的に推進し、事業を実施する際の指針となるもの
- 国や県等の関係機関に対する要請及び調整の手がかりとなるとともに、市民及び事業者に対する先導的・協力的な働きかけを行う指針となるもの

◇ 計画期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

◇ 計画の推進体制

この計画は、国や県などの関係機関及び市内の関係各課と連携して推進するとともに、男女共同参画推進センターを拠点施設として事業を展開していきます。

実施状況については、関係各課で連携を図りながら点検します。点検結果は、「宗像市男女共同参画推進懇話会」において報告し、意見を求めます(外部評価)。

◇ 宗像市男女共同参画の現状と課題

【地域における男女共同参画の推進】

- 自治会長に占める女性の割合は9.9%(令和5年度)と、地域・社会活動における女性参画の割合は依然として低い状態です。地域・社会活動に多様な視点を取り入れるためにも、さらなる取り組みの強化が求められます。
- 地域・社会活動に参加しやすい意識や環境づくりのため、役員の負担軽減に向けて検討を進めるとともに、講座・啓発活動等での意識啓発の取り組みも行っていく必要があります。
- 自分の能力や知識・経験に自信を持ち積極的に参画することができるよう、意識啓発や人材育成、多様な主体の登用の促進が必要です。

【意思決定過程への女性参画促進】

- 市の審議会での女性委員の登用率は伸び悩んでいます。原因究明とともに、女性委員の登用に向けた取り組みの改善を行っていく必要があります。

【自分で選択できる環境整備】

- 国の調査では、近年10年程度で女性の就業者数は大きく増加しています。しかし、市民意識調査の結果では、女性の働き方について理想と現実の乖離があります。ライフステージにあわせて、自分で仕事や子育て、介護等の生き方を選択できるよう支援する必要があります。

- 3次プランで取り組んできたセミナーの満足度が高いことや、実際に起業や就職に結びついた事例も踏まえ、引き続き、女性が、自身の能力や意欲に応じて自分らしい働き方を選択(決定)できるための支援を継続させていく必要があります。
- 市民意識調査では「職場での男女の地位が平等」と回答する人の割合は前回調査より上昇しています。しかしながら、「男性の方が優遇されている」と回答している人が依然として半数近くいます。事業所や市民への男女共同参画・女性活躍に関する情報提供や講座の実施等を通して、引き続き啓発活動を実施していく必要があります。
- 市民意識調査では、仕事や家事、子育て、介護など、男女がともにあらゆる場面に積極的に参加していくために必要なこととして、「男女の役割分担(固定的な役割分担)についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」や「子育てや介護サービスを充実すること」が上位にあがっています。事業所や市民への制度周知や家庭内の役割分担に関する意識啓発と、子育てや介護に関するサービスの充実の両方の取り組みを並行して進めていく必要があります。

【DV等の暴力根絶に向けた取り組みと被害者支援】

- 市民意識調査の結果では、「自分が暴力を受けたことがある」と回答した人の割合は、前回調査とほぼ同じ割合で推移しており、大きな変化は見られません。一方で、「DV(配偶者からの暴力)について相談できる窓口があることを知っている市民の割合」が62%にとどまっていることから、DV等の暴力被害で困っている人が適切に相談窓口につながるよう、周知を強化していく必要があります。

【困難を抱える女性への支援】

- 令和6年4月1日に施行された女性支援新法に基づき、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添った、切れ目のない包括的な支援を行うことが求められています。
- 女性相談員を配置し、こころと生き方の相談窓口と連携して相談対応にあたるとともに、庁内外関係機関につなぐ等の支援を行っています。さらに、児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮など、それぞれの分野における支援だけでなく、庁内各課や他機関と連携した支援も行っています。
- 今後、複雑化する課題や支援の狭間にあるニーズに対応するために、民間団体との連携も含め、支援体制の構築について検討していく必要があります。

◇ 計画の体系

計画で目指す姿を実現するため、「宗像市男女共同参画の現状と課題」から、4つの基本目標と目標達成のための基本施策を設定し、取り組みを進めます。

● 目指す姿

ずっと住みたいまち宗像

誰もが、あらゆる分野で個性と能力を発揮し、安心して暮らすことができる
～ジェンダー平等社会の実現に向けて～

● 4つの基本目標と基本施策

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

基本施策1 男女共同参画意識の浸透

基本施策2 教育の場における男女共同参画の推進

基本目標2 誰もが平等に参画できる環境づくり

基本施策1 地域社会における多様な人々の参画促進

基本施策2 意思決定過程への女性の参画拡大

基本目標3 自分で選択できる環境づくり

基本施策1 働く場における労働者の活躍推進

基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標4 安心して豊かに暮らせる環境づくり

基本施策1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援

基本施策2 性犯罪・性暴力等を含むハラスメントの防止

基本施策3 生涯を通じた健康支援

基本施策4 困難を抱えた人が安心して暮らせる支援

◇ 基本目標と基本施策

1 男女共同参画の意識づくり

ジェンダー平等社会を実現するためには、より実践的な男女共同参画の推進が求められます。そのため、固定的な性別役割分担意識を解消し、多様な価値観や生き方が尊重されることが必要です。固定的な性別役割分担意識は、家庭や地域、学校、職場など様々な場での人との関わりを通して形成されます。性別にとらわれない意識の形成は、あらゆる場で、あらゆる年齢層の人々に対して、男女共同参画の意識を浸透させていくことが必要です。また、男女共同参画に関する施策が、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に関わる動きと連動して推進されてきており、本プランの推進にあたっては、国際的視野から施策や事業を捉え実施していくことが必要です。

基本施策1 男女共同参画意識の浸透

- (1) 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発
- (2) 国際交流等による男女共同参画社会の理解の促進

基本施策2 教育の場における男女共同参画の推進

- (3) 就学前教育における男女共同参画の推進
- (4) 学校教育における男女共同参画の推進
- (5) 社会教育における男女共同参画の推進
- (6) 性別にとらわれない社会体験教育等の推進

計画策定時の主な取り組み

- 男女共同参画推進センターと地域との共催講座の開催など、各地区コミュニティ運営協議会や市民活動団体との協働による、地域の特性を生かした啓発事業の実施。
- 保育所・幼稚園・認定こども園等に、啓発チラシ等の配布や保護者・教職員も参加できる研修会等の実施及び案内。
- 中学生を対象とした妊婦体験教室等を通して、男女がともに支え合って子育て等をする等の意識づけを行う。

【数値目標】

指標	現状	目標値
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考える市民の割合	19.7% (令和6年度)	17%
「男女共同参画」ということばを知っている市民の割合	51% (令和6年度)	60%

2 誰もが平等に参画できる環境づくり

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される必要があります。多様性を尊重し、活力ある新しい社会づくりを推進するために、男性も女性もそれぞれの個性と能力を発揮し、政策や方針を決定する場へ参画できる体制を整えることが必要です。

基本施策1 地域社会における多様な人々の参画促進

- (7) 男女の社会参画の促進と支援
- (8) 地域活動におけるリーダーの発掘・養成・活用
- (9) コミュニティにおける女性役員登用の促進
- (10) 防災・災害時における男女共同参画の推進

基本施策2 意思決定過程への女性の参画拡大

- (11) 審議会等委員への女性の参画促進

計画策定時の主な取り組み

- 性別に関わりなく地域への参画が進むよう、講座や広報紙等を通じた啓発を実施。
- 防災や災害時の避難所運営に多様な視点を取り入れる大切さについての啓発の実施。自主防災組織の活動に男女共同参画の視点も取り入れられるよう支援。
- 女性委員登用率が4割以上になるよう、事前協議を徹底し、女性委員の割合の少ない審議会等への女性の登用を促す。

【数値目標】

指標	現状	目標値
地域活動や社会活動の場における男女の地位の平等感	34.6% (令和5年度)	36%
市の審議会等における女性委員の比率	36.9% (令和6年度)	40%から60% の範囲内

3 自分で選択できる環境づくり

自らの意思で生き方や働き方を選択できるよう、職場での男女共同参画意識の向上や誰もが能力を発揮しやすい環境づくりを継続して進めていく必要があります。生理休暇や育児・介護・病気等に関する各種制度が必要な時に取得できる職場の意識の醸成も必要です。こうした環境をつくるためには、誰もが仕事や家事、子育て、介護に参画していく意識を持つことが重要です。

基本施策1 働く場における労働者の活躍推進

(12) 働く環境整備のための啓発推進

(13) 女性の能力と意欲に応じた就労の促進

基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

(14) ワーク・ライフ・バランスの啓発推進

(15) 子育て・介護支援の充実

計画策定時の主な取り組み

- 事業所訪問やホームページによる情報発信等により、職場の男女共同参画意識の向上やワーク・ライフ・バランスの促進、働き方改革の重要性等についての啓発や制度等の周知を実施。
- 自分で働き方を選択できるよう、ライフプランを考える機会を提供するとともに、起業・スキルアップ・キャリアアップについての情報提供や講座の充実。
- 保育所・認定こども園における待機児童ゼロを維持するため、保育士確保や離職防止等の取組の充実を図る。学童保育所での待機児童の発生を防止するため、施設整備等を適切に実施。
- 広報紙、ホームページなどを活用し、社会全体で介護を支えるという介護保険制度の趣旨啓発を実施。あ

わせて、介護保険サービスなどの説明や情報提供を行い、在宅介護者の負担の軽減を図る。

【数値目標】

指標	現状	目標値
職場における男女の地位の平等感	28.4% (令和5年度)	32%
市の役職者(企画主査以上)に占める女性の割合	28.1% (令和6年度)	30%

【参考指標】

●創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援実績 <宗像市>

創業者数	R3	R4	R5	R6	目標
女性	6	13	8	8	5年間合計で、 男女の創業者数が 同程度になる
男性	6	8	8	15	

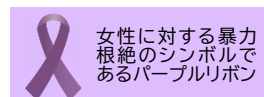
●宗像市職員新規採用者数 <宗像市>

創業者数	R3	R4	R5	R6	目標
女性	11	8	12	20	5年間合計で 男女の採用者数が 同程度になる
男性	13	11	15	13	

4 安心して豊かに暮らせる環境づくり

DV や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等、どれも重大な人権侵害です。家庭、職場、地域において安全に生活できるよう、あらゆる暴力の根絶に向けて取り組む必要があります。また、様々な事情で困っている人や悩みを抱える人に対し、相談支援体制を整備し、その周知を図ることは、誰もがいつでも相談できるという安心感につながります。暴力等防止の取り組みとあわせて、安心して相談できる環境づくりも重要です。

基本施策1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援



- (16) DV等の防止に向けた取り組みと啓発活動の実施
- (17) DV等の対策に関わる職員の意識と対応力向上に向けた取り組み
- (18) DV等被害者相談の充実
- (19) DV等被害者支援体制の強化

基本施策2 性犯罪・性暴力等を含むハラスメントの防止

- (20) 性犯罪・性暴力等を含むハラスメントの防止に関する啓発や相談
- (21) 教育現場における性教育等の推進・充実

基本施策3 生涯を通じた健康支援

- (22) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発
- (23) ライフステージに応じた健康支援と健康教育の推進

基本施策4 困難を抱えた人が安心して暮らせる支援

- (24) 高齢者福祉サービスの実施と社会参画の支援
- (25) 障害福祉サービスの実施と社会参画の支援
- (26) 高齢者・障がい者相談支援事業の実施
- (27) ひとり親家庭への就労・自立支援及び相談事業の充実
- (28) 多様な性のあり方への理解の促進
- (29) 困難を抱えた女性等が安心して暮らせるための支援体制の構築

計画策定時の主な取り組み

- 広報紙や講座、地域のイベント等を通して、女性の人権やDV、ハラスメント防止に関する啓発の実施。
- 女性支援相談をはじめとする各相談窓口の充実を図る。庁内連携会議等、関係各課や関係機関と連携を図りながら支援体制の充実。
- 相談者の安全に配慮し、住民基本台帳事務における支援措置を適切に行う。
- 家庭、地域、職場、学校など様々な場面における、DV・ハラスメント等のあらゆる暴力の根絶に向けて、センターでの講座や啓発、職員へのハラスメントに関するアンケートを実施。
- 保健事業を通じて、ライフステージに応じた健康支援と健康教育、相談を行う。女性特有のがん検診(子宮頸がん、乳がん)を実施するとともに、受診率向上に向けた受診勧奨を実施。

【数値目標】

指標	現状	目標値
<身体的 DV> 夫婦間等における「平手でたたく」行為を暴力と認識する人の割合	82.4% (令和5年度)	85%
<精神的 DV> 夫婦間等における「何を言っても無視する」行為を暴力と認識する人の割合	35.4% (令和5年度)	42%
DV(配偶者からの暴力)について相談できる窓口があることを知っている市民の割合	62% (令和6年度)	70%

第4次宗像市男女共同参画プラン(概要版)

令和8年4月

〒811-3492 福岡県宗像市東郷1丁目1番1号

宗像市 市民協働部 男女共同参画推進課

電話:0940-36-0048(直通)

FAX:0940-36-0320

